

付2 用語の解説

1 15歳以上人口について

<年齢>

調査月の末日現在の満年齢である。

<配偶関係>

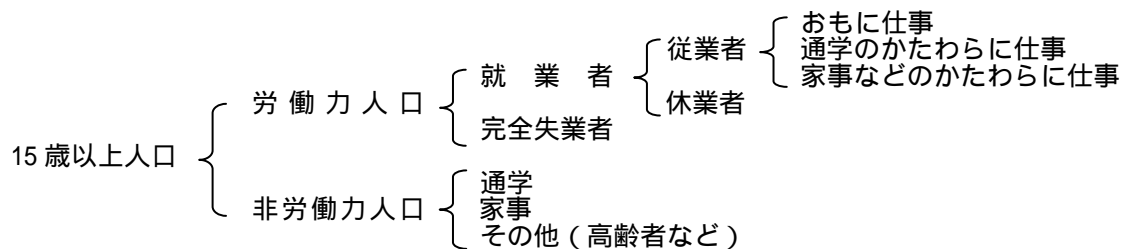
戸籍上の届出の有無に関係なく、調査時の状態により区分した。

<世帯主との続き柄>

世帯主の配偶者:世帯主の妻又は夫

その他の親族世帯員:世帯主の配偶者以外の親族世帯員

<就業状態> 15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、次のように区分した。



労働力人口:15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者:「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者:調査週間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事(以下「仕事」という。)を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者:仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち、雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者。なお、職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。(雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっていても、職場から給料・賃金をもらうことになっていない場合は休業者とはならない。)自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

なお、家族従業者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は休業者とはしないで、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとした。

完全失業者:次の三つの条件を満たす者

仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった(就業者ではない。)

仕事があればすぐ就くことができる

調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。)

なお、仕事を探し始めた理由(求職理由)によって、完全失業者を次のように区分している。

非自発的な離職による者:「定年等」と「勤め先都合」を合わせたもの

定年又は雇用契約の満了(定年等):定年や雇用期間の満了による離職失業者

勤め先や事業の都合(勤め先都合):勤め先や事業の都合(倒産・人員整理等)による離職失業者

自発的な離職による者(自己都合):自分又は家族の都合による離職失業者

学卒未就職者(学卒未就職):学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者

その他の者:「新たに収入が必要」と「その他」を合わせたもの

収入を得る必要が生じたから(新たに収入が必要):収入を得る必要が生じたために、新たに仕事を探し始めた者

その他:上記のどれにもあてはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者

非労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

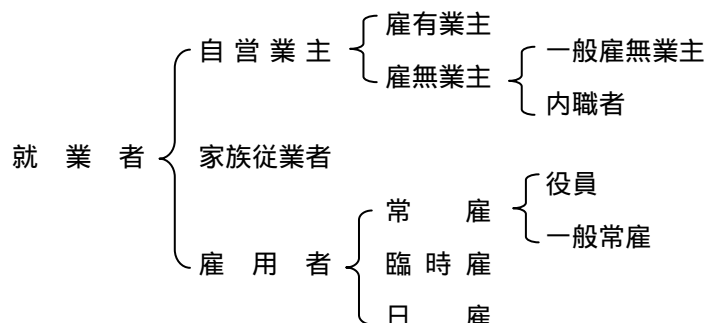
労働力人口比率：15歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合

完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

2 就業者について

調査週間に二つ以上の仕事に従事した者は、主に従事した仕事について分類した。

<従業上の地位>：就業者を次のように区分した。



自営業主：個人経営の事業を営んでいる者

雇有業主：ふだん一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者

雇無業主：従業者を雇わず自分だけで、又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者（自宅内で職（賃仕事）をしている者を含む。）

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者

雇用者：会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

常雇：「役員」と「一般常雇」を合わせたもの

役員：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む。）

一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

<週間就業時間>

調査週間中、実際に仕事に従事した時間（二つ以上の仕事をした場合は、それらの就業時間を合計したもの）。「仕事を休んでいた」者は就業時間を0時間とした。

延週間就業時間：従業者の週間就業時間の総数

平均週間就業時間：延週間就業時間 / 従業者数（就業時間不詳の者を除く。）

<就業者の属性>

産業：就業者について、調査週間中、その者が実際に仕事をしてきた勤め先・業主の主な事業の種類を日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づいて分類した。

ただし、統計表中の「農林業」とは日本標準産業分類における「農業」と「林業」とを合わせたもの、また、「非農林業」とは「農林業」以外の産業をいう。なお、分類不能の産業は便宜上、非農林業に含めた。

職業：就業者について、調査週間中、その者が実際にしていた仕事の種類を国勢調査の職業分類に基づいて分類した。

従業者規模：働いている事業所が属する企業（本店・支店・工場・出張所などを含めた企業全体）でふだん働いている従業者数の規模により区分した。

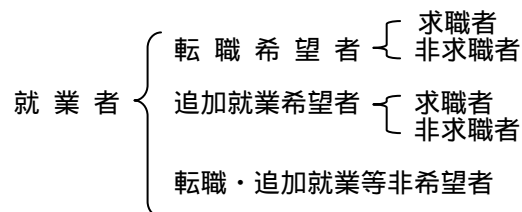
ただし、勤め先が国又は地方公共団体の場合は、従業者数で区分せず、「官公」とした。

経営組織：個人、会社、団体、官公に区分した。

団体には、特殊法人等（日本銀行、公庫、NHKなど）、学校法人、宗教法人、その他の団体などが含まれる。

< 転職・追加就業等希望の有無 >

仕事に対する希望と求職活動の有無によって、就業者を次のように区分した。



転職希望者：現在の仕事をやめてほかの仕事に変わりたいと希望している者。

ただし、ここでいう転職とは、雇用者についていえば企業間の転職，すなわち勤め先が変わることであり，同一企業内で勤務地や職種が変わる場合は転職としない。

追加就業希望者：現在の仕事を継続しながら別の仕事もしたいと希望している者

求 職 者：転職希望者又は追加就業希望者のうち，希望する仕事について実際に仕事を探していたり，準備をしている者

非 求 職 者：求職者以外の者

3 世帯について

< 世帯の種類 >

一 般 世 帯：住居と生計を共にしている二人以上の人の集まり

単 身 世 帯：一人で一戸を構えて暮らしている者や，単身で間借りをしている者，あるいは寮，寄宿舎，下宿屋などに居住する単身者一人一人

単身の住み込みの雇い人はその住み込んでいる世帯の世帯員とした。

4 特定調査票に係る用語

「労働力調査年報（詳細結果）」参照